文
 第
 号

 年
 月
 日

債権譲渡承諾書

 (譲渡人)所 在 地 商号又は名称
 代表者職氏名 殿
 (譲受人)所 在 地 商号又は名称
 代表者職氏名 殿

> (発注者) 文京区長

年 月 日付けで依頼のあった、 年度 契約第 号 における地域建設業経営強化 融資制度に係る債権譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって譲受人に対抗 できる旨及び下記事項について異議をとどめて、文京区標準契約約款工事請負第5条第1項ただし書の 規定により承諾します。

なお、本承諾により工事請負約款第40条に規定する契約不適合責任は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

- 1 譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 発注者が支払う請負代金額は、発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も、譲渡人との協議のみにより、工期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は発注者に対して異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 4 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日	
日付欄	